

人権相談・啓発等事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的に「人権相談・啓発等事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「令和6年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

1 人権相談・啓発等事業

(1) 事業の趣旨・目的

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき人権施策を積極的に推進することにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、大阪府と府内市町村の共同の取組みとして本事業を行います。

今回の本事業の実施にあたっては、幅広い分野の民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、社会情勢や府民ニーズに合った事業展開を目指し、事業を効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

(2) 事業概要

①人権相談事業（専門相談事業、ネットワーク事業）

：的確・迅速・有効な対応を可能とする相談体制を構築すること。

②人材養成事業

：人権相談・啓発等に携わる者を幅広くかつ効果的に養成すること。

③人権啓発支援事業

：市町村の人権啓発事業が効果的なものとなるよう企画・アイデア・情報を提供すること。

なお、上記3事業については相互に連携しながら効果的に実施すること。

(3) 事業実施期間

令和6年6月1日から令和9年3月31日まで

ただし、専門相談事業については令和6年5月1日から同年5月31日までを引継期間として、前受託事業者による業務実施のもと引継ぎ作業を行っていただきます。大阪府は、この期間の引継ぎ作業にかかる費用は負担しません。

また、令和9年度以降の本業務について、新たな受託事業者の契約開始までの期間、再度契約を締結し、引続き業務を実施していただきます。なお、この場合、令和9年度の予算の成立を前提とします。

(4) 事業内容

別添「人権相談・啓発等事業における業務委託仕様書」のとおりとします。

(5) 条件等

ア 事業のうち、上記(2)の②人材養成事業、③人権啓発支援事業については、「人権啓発・人材養成事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、大阪府と府内市町村と

が共同して取り組むこととしております。

なお、府内市町村のうち、大阪府と協定書を締結しない市町村があった場合、当該市町村にかかる事業は実施しないこととし、当該市町村にかかる事業費を減額します。

- イ 下記(6)の人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる契約金額の上限が上記理由により減額変更され（以下、当該減額変更された人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる契約金額の上限を単に「変更後の契約金額の上限」といいます。）、その結果、変更後の契約金額の上限が受託予定事業者の人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる提案金額を下回る場合は、変更後の契約金額の上限を委託金額とし、委託契約を締結するものとします。
- ウ 業務委託仕様書において件数や回数などで記載した実績や想定の数値は、提案において参考とするためのものであり、実際には記載した実績や想定を上回る実績が生じたとしても、契約金額の増額はしません。

(6) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

126,179,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬（再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額 1,243,000 円）。

※委託上限合計額 127,422,000 円

（令和6年6月1日から令和9年3月31日までの34か月分）

【事業別内訳】

① 人権相談事業の上限額

57,283,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬（再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額 1,243,000 円）。

※上限額 58,526,000 円

② 人材養成事業及び人権啓発支援事業の上限額 68,896,000 円

【年度別内訳】

① 令和6年度

38,887,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬（再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額 363,000 円）

※委託上限合計額 39,250,000 円

② 令和7年度

43,646,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬（再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額 440,000 円）

※委託上限合計額 44,086,000 円

③ 令和8年度

43,646,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬（再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額 440,000 円）

※委託上限合計額 44,086,000 円

- 提案者は、以下の「年度別委託上限額」、「人権相談事業の上限額」及び、「人材養成事業及び人権啓発支援事業の上限額」のそれぞれの上限額を上回らない金額で提案すること。いずれかの上限額を上回る提案を行った場合、失格となります。

【事業別・年度別の委託上限額】※弁護士報酬除く

年度	年度別委託上限額	人権相談事業の上限額	人材養成事業及び 人権啓発支援事業の上限額
令和6年度	38,887,000円	16,881,000円	22,006,000円
令和7年度	43,646,000円	20,201,000円	23,445,000円
令和8年度	43,646,000円	20,201,000円	23,445,000円
計	126,179,000円	57,283,000円	68,896,000円

2 スケジュール

令和6年	2月14日(水)	公募開始
令和6年	2月21日(水)	説明会開催
令和6年	2月28日(水)	質問受付締切
令和6年	3月14日(木)	提案書類提出締切(正午)
令和6年	3月19日(火)	選定委員会
令和6年	5月1日(水)	契約締結
令和6年	6月1日(土)	事業開始
令和9年	3月31日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認

定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約(大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年2月14日(水)から令和6年3月13日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部人権局人権企画課企画グループ

住所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階

電話番号：06-6210-9280

メールアドレス：jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、府民文化部人権局ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/keiyaku/r6puropo.html>)からダウンロードできます。

(郵送、メールによる配布は行いません。)

エ 受付期間

令和6年3月7日(木)から令和6年3月14日(木)正午まで

(土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで、3月14日(木)は正午まで。)

オ 提出方法

書類は必ず「イ 配布場所及び受付場所」に持参してください。(郵送、メールによる提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

企画提案公募にあたっては、別添「業務委託仕様書」に留意してください。

ア 応募申込書(様式1:[原本]1部、[コピー]10部)

イ 企画提案書(様式2:[原本]1部、[コピー]10部)

※見積額の上限は、126,179,000円となります。見積額のなかに弁護士相談に係る弁護士報酬額を含まないでください。

ウ 応募金額提案書(様式3:[原本]1部、[コピー]10部)

※提案金額の上限は、126,179,000円となります。見積額のなかに弁護士相談に係る弁護士報酬額を含まないでください。

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式4:[原本]1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5:1部)

③ 委任状(様式6:[原本]1部)

④ 使用印鑑届(様式7-1又は7-2:[原本]1部)

オ 誓約書(参加資格関係)(様式8:[原本]1部)

(3) 添付書類 ※共同企業体で参加の場合はそれぞれ必要です。

ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

・法人の場合に提出してください。

イ ①法人登記簿謄本([原本]1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書([原本]1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明([原本]1部)

・個人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（[原本]各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない応募者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- オ 「行政の福祉化」に関する報告書（様式9：[原本]1部）
- カ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
- ① 常用雇用労働者数が43.5人以上の事業所の場合
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。
 - ②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業所の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）
- (4) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (5) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (6) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
 - ウ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りするなどして提出してください。
 - エ 正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
<記入例> 「人権相談・啓発等事業」企画提案書

株式会社〇〇（法人名は原本のみ記載）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本事業の提案に参加を希望する者は説明会に参加してください。

(1) 開催日時

令和6年2月21日（水） 午前10時から（2時間程度）

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎 41階 共用会議室⑦（住所：大阪市住之江区南港北1-14-16）

来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。（有料の駐車場はあります。）

(3) 申込方法

◇別紙「事業者向け説明会参加申込書」に、事業者名、参加人数、参加者職氏名、連絡先を記入のうえ、電子メール（アドレス：jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp）又はFAX（FAX番号：06-6210-9286）でお申し込みください。

※電子メール又はFAX送信後、必ず電話（電話番号：06-6210-9280）で着信の確認をお願いします。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき5名まででお願いします。

◇電子メールによる申し込みの場合、「件名」の始めに「【説明会申込】」と明記してください。

(4) 説明会への申込期限

令和6年2月20日（火） 午後5時まで（必着）

※公募要領等を各自でダウンロードのうえ、プリントアウトするなどしてご持参ください。



6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年2月28日（水） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

イ 電子メールの「件名」に「【質問】事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。メール本文に次の（ア）から（エ）の質問項目の区分を記載してください。

（ア）人権相談事業（イ）人材養成事業（ウ）人権啓発支援事業（エ）その他

ウ 電子メール送信後、必ず電話（電話番号：06-6210-9280）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）

エ 質問への回答は令和6年3月6日（水）までに府民文化部人権局ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/keiyaku/r6puropo.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「(2) 審査基準」審査項目の「事業の企画内容」、「基本的事項」、「府施策との整合」の順で各審査項目合計点の最高得点者を最優秀提案者とします。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。（令和6年3月19日（火）選定委員会で実施）プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
基本的事項	「大阪府人権施策推進基本方針」の趣旨や、この事業の目的を理解し、提案にあたって踏まえるべき共通事項を踏まえ、次に掲げる内容について、明確かつ具体的に記述されているか。 ※【 】は配点の内訳 ①人権相談事業、人材養成事業、人権啓発支援事業の各事業の実施方針、目標、実施体制、業務上の留意点とともに、目標の達成に向け	10点

	<p>た業務遂行上の改善策について具体的な内容が提案に盛り込まれているか。</p> <p>②人権相談事業、人材養成事業、人権啓発支援事業の各事業間の連携策について具体的な内容が提案に盛り込まれているか。</p> <p>③委託事業を効果的・効率的に実施するための組織体制について具体的な内容が提案に盛り込まれているか。また、受託者が複数の者からなる場合においては、役割や責任分担等があいまいなものとならないための具体的な方策が提案に盛り込まれているか。</p> <p>【①～③の配点 5 点】</p> <p>④本事業の内容をわかりやすく見せるポータルサイトを作成し、大阪府及び市町村や団体、府民等に情報発信できる具体的な方策が提案に盛り込まれているか。</p> <p>⑤個人情報の保護、漏洩防止等に必要な取り組みに関する具体的な内容が提案に盛り込まれているか。</p> <p>⑥大阪・関西万博開催時に「おおさか相談フォーラム」や「講座」等を実施する場合、参加者の移動により想定される交通混雑を回避した内容が提案に盛り込まれているか。</p> <p>【④～⑥の配点 5 点】</p>	
<p>事業の企画内容</p>	<p>業務委託仕様書に記載する目的、事業内容、事業課題、業務要件等を踏まえ、下記の各事業について実効性を有した提案となっているか。</p> <p>※【 】は配点の内訳、〔 〕は【 】の配点の内訳</p> <p>I 人権相談事業 【配点 30 点】</p> <p>i) 専門相談事業</p> <p>(1) 府民向け人権相談</p> <p>ア. 相談の受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の利便性を考慮した手法（電話、SNS、電子メール、面接、ファクシミリは必須）による相談の提案となっているか。 ・府民からの多様な相談ニーズに幅広く応じることができる相談窓口の運営方法（電話相談・SNS 相談の開設日〈電話相談について、月曜日から金曜日の週 5 日、少なくとも月 1 回定期的に日曜日に実施。SNS 相談について、少なくとも週 2 日。ともに祝日・年末年始休みも可。〉・受付時間〈電話相談について、少なくとも 10:00～16:00 までの 6 時間相談。SNS 相談について、18:00～22:00 までの 4 時間相談の実施、同時間以外に SNS 相談の実施は可。〉）となっているか。 ・困難事案等への相談に対して、フォローアップの実施、関係機関との連携等によりの確・迅速に対応していくための方策について、相談員（配置予定者）も含めて具体的な提案となっているか。（資格の具体例：ケースワーカー、人権擁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、隣保事業士、保健師等） ・人権課題が多様化する中、自分の抱えている問題が人権問題であることが分かっていない人や、相談先が分からない人に対し、様々な人権課題や人権窓口の情報を積極的に届けていくことができるような具体的な対応策の提案となっているか。 ・市町村人権相談窓口や他の専門相談機関では対応が難しい新たな人権課題等に的確に対応できるための具体的な対応策の提案となっているか。 <p>【アの配点 5 点】</p>	<p>75 点</p>

	<p>イ. 関係機関との連携・協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い相談内容に対応するための関係機関（国及び市町村の人権相談窓口や各種専門相談機関）との役割分担や連携方策等について具体的な提案となっているか。 <p>ウ. 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口設置場所については、相談者の利便性を考慮した場所（大阪市内で1カ所、相談業務に従事する者が常駐するスペース等）の提案となっているか。 ・相談窓口開設時間中の相談員の配置（配置予定者の経験年数、勤務歴などの経歴や相談業務に関連する資格等の内容を含む）について提案となっているか（相談業務に2年以上従事した経験がある者2名以上）。 ・本業務の円滑かつ確実な遂行に必要な使用資機材等の提案となっているか（電話は受付専用回線2回線以上、ファクシミリ、パソコン等）。 ・相談者のニーズに応じた SNS 相談のアプリケーション（アカウント等）の提案となっているか。 ・面接相談の実施方法の提案となっているか（事前予約制、プライバシーに配慮した面接相談を行うスペース等）。 ・安心して相談できる窓口となるような相談員の研修計画の提案となっているか（項目、形式、頻度等）。 ・相談者の個人情報扱う観点から、プライバシーマーク制度の認定又は「ISO27001」、「JISQ27001」の認証の有無や同等のセキュリティの確保の提案となっているか。 <p>エ. 相談の記録、集計及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容等の記録の作成、データベースの構築や分析、報告業務が適切に実施できることが示されているか。 <p>オ. 市町村への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口から見てきた課題等を分析し、その結果について府や府内市町村等にフィードバックする仕組みについて、「差別事象集約及び分析等事業」への参画など具体的な提案となっているか。 <p>カ. 相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする府民に確実かつ容易に情報が届くよう相談窓口の周知方法について工夫した提案となっているか。 <p>キ. その他提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託仕様書に記載する目的や事業内容、事業課題、業務要件等を踏まえ、上記提案事項以外に工夫できる提案となっているか。 <p>【イ～キの配点15点】</p> <p>(2) 市町村人権相談サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の相談事案のサポートにとどまることなく、市町村の相談機能の向上につながる効果的な事業メニューについて具体的な提案となっているか（実施手法、人員の配置等）。 ・市町村人権相談において活用できる事例・専門機関・その他の情報（関係市町村間の連携等の取組みを含む）について収集し、能動的に市町村に提供できる仕組みとなっているか。 <p>(3) 専門家との連携相談支援</p>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知見を必要とする相談事案を想定し、具体的な専門家をあげながら、これらの専門家を効果的に活用することが可能となるための具体的な方策についての提案となっているか。 ・その際、個々の専門家に助言を求めるだけでは解決につながらないような複雑・困難な事案についての対応策も併せた提案となっているか。 ・相談機関及び相談員が相談ケースについて助言を求めやすいような工夫が盛り込まれているか。 <p>〔(2)及び(3)の配点5点〕</p> <p>ii) ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか相談フォーラム」や「相談事例研究会」の具体的内容（内容、講師の選定方法・方針（講師名は不要）、開催場所、開催時期、府への報告業務等及び相談事例研究会における人権擁護士の効果的な活用について）の提案となっているか。 ・上記提案に、様々な機関からの参加を促す工夫や、新規参加者の増加をめざすための具体的な方策についても盛り込まれているか。 ・加盟機関同士・担当者同士の交流を促進し、連携を強化するために有効と思われる方策の提案となっているか。 ・相談内容と件数の集約・公表を行うにあたって、具体的な集約等方法や適切な指導助言等を得ることができる学識経験者等（候補者名は不要）の提案となっているか。 <p>〔iiの配点5点〕</p> <p>II 人材養成事業 【配点20点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化や多種多様な受講希望者のニーズに柔軟に対応でき、より多くの受講者が見込まれ、かつ、受講者の満足度をあげることが可能となるカリキュラム案、日程、講義形態（座学、事例研究、ロールプレイ、ワークショップ、実習、フィールドワーク等）、コース名、コース等の概要、府への報告業務等についての提案となっているか。 ・講師の選定方法・方針について実効性を有した提案となっているか（個々の講師名は不要）。 ・多くの受講希望者が受講しやすい講義開催予定場所・時期・回数、実施方策（対面、オンラインの活用等）等について実効性を有した提案となっているか。また、やむを得ず受講できなかった受講希望者への対応について、具体的な提案となっているか。 ・受講希望者を増やすための人材養成事業の効果的なPR方法について、具体的な方策の提案となっているか。 <p>III 人権啓発支援事業 【配点25点】</p> <p>i) 人権啓発アドバイザー設置・派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの相談を受けるための人材の配置や体制、手法（電話、メール、面談等）について実効性を有した提案となっているか。提案にあたり、市町村からの要望に応じてオンライン等を使った相談にも対応できるような体制を併せた提案となっているか。 ・市町村が積極的に本事業を活用できるような具体的な方策についての提案となっているか。 ・本事業の相談事例について、当該市町村だけでなく、他の市町村においても企画立案の参考となるよう、各市町村への適切なフィ
--	--

	<p>ードバックの手法・内容・時期等について実効性を有した提案となっているか。</p> <p>〔iの配点15点〕</p> <p>ii)人権関連情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内外で実施される人権啓発に関する各種講座・イベント情報や、府及び府内市町村等からの情報の収集、集約、提供の具体的な内容と手法（Web、紙媒体、メール等）について実効性を有した提案となっているか。なお、情報提供にあたっては、あらかじめ府と十分に協議したうえで最低月1回以上行うものとなっているか。 ・市町村が各種人権課題に関する知識等を効率よく取得できるような具体的な内容と手法（Web、紙媒体、メール等）についての提案となっているか。 <p>iii)講師リストの作成・講師紹介事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師リストの詳細（作成可能な講師リストの規模、記載項目、作成時期、リストの提供方法等）について実効性を有した提案となっているか。 ・講師リストを更新する際に、掲載件数や記載内容を充実していくための方策について実効性を有した提案となっているか。 <p>〔ii及びiiiの配点10点〕</p>	
価格点	<p>・以下の計算式により得点を算出し、評価する。 （小数点以下は切り捨て）</p> <p>満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p>	10点
府施策との整合	<p>① 就職困難者の雇用・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各就労支援センター（地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレス自立支援センター、地域若者サポートステーション、生活困窮者自立支援機関、大阪ホームレス就業支援センター）による就職困難者の雇用を行っているか。 <p>② 障がい者の雇用に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月1日時点における障がい者の実雇用率 	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に書面にて通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府民文化部人権局ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/keiyaku/r6puropo.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 品質点・価格点・提案金額

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約金額の支払いについては、会計年度の四半期毎に実績を確認の上、支払い、年度末に精算払いとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11その1又は11その2）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

- る。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、業務委託仕様書等を熟読し遵守してください。